

就職差別の撤廃に向けた実態把握及び労働関係法令の周知啓発について

【担当省庁】厚生労働省

就職活動において、公正な採用選考が実施されるよう、以下の措置を講じていただきたい。

- 採用活動において、応募者の SNS 投稿の調査などにより、社会的差別の原因となるおそれがある事項や思想及び信条等の適性・能力以外に関する個人情報の収集を行わないよう、企業への周知啓発をさらに強化するとともに、国の責任において実態の把握に努めること
- 法令違反が明らかになった場合は、必要な改善命令等の措置を適切に実施すること
- 昨年度初めて全国実施された「卒業生へのアンケート」について、回答率の向上に向けた周知を強化すること
- 労働局が主催する公正採用選考人権啓発推進員研修について、事業所で人権意識の向上の取組が進むよう企画内容を工夫するとともに、市町村職員も含めて、研修への強力な参加勧奨を行うこと

【現状・課題等】

- 国においては、公正採用選考人権啓発推進員制度の推進や、令和3年5月に、プライバシーや性自認の多様なあり方に配慮した「履歴書の様式例」を作成・公表するなど、公正な採用選考に向けて取り組んでこられたところ。
- こうした中、令和4年9月、調査会社が企業からの依頼を受け、求職者の SNS 投稿を調査し、5段階の評価を付けて報告していることがテレビで報道された。
- 国が実施した「令和7年3月卒業生へのアンケート」では、戸籍や出生地、家族に関する事など、問題のある項目・質問があったとの回答が、応募書類 11%、面接時等の質問等で 15.6%となるなど、依然として、就職差別につながる恐れがある事象が把握された。また、同アンケートにおける京都府の有効回答数は 301 人であり、京都府独自で行ったアンケート調査の回答率（R6:586 人、R5:734 人）を下回っていることから、回答率の向上に向けた周知が必要。
- 労働局（及び京都府共催）の研修への参加率が低い（R7:参加企業 1,444 社、参加率 34.3%、この他、動画視聴 669 回）ことが課題。

※公正採用選考人権啓発推進員設置企業数

京都府内設置企業(R7. 3. 31 時点)4,204 事業所、設置率 89.8%、設置基準：従業員 25 人以上

京 都 府 の担当課	商工労働観光部 雇用推進課（075-682-8912）
---------------	-----------------------------

【京都府の取組】

■企業内人権問題啓発事業（令和7年度予算9百万円）

企業の採用選考において、「公正な採用選考」が行われるよう、京都労働局と連携して啓発を実施

▶企業内人権問題啓発セミナー

○ 開催概要

京都労働局と京都府が連携し、企業内人権啓発推進員研修会（京都労働局）と京都府企業内人権問題啓発セミナー（京都府）を共同実施

○ 時 期

	開催日	会 場
第1回	5月21日（水）	宇治市文化センター
第2回	5月22日（木）	京都テルサ
第3回	5月26日（月）	ロームシアター京都
第4回	5月27日（火）	メルキュール京都宮津
第5回	8月25日（月）	京都テルサ
第6回	8月26日（火）	市民交流プラザふくちやま

▶啓発ポスターの配布

京都府と京都労働局・ハローワークの連名のものを旬間開始までに作成し、府機関等のほか、職業安定所を通して府内各事業所に配布し、掲示を依頼

▶新聞広告

啓発効果を高めるため、5月22日の朝刊5紙に新聞意見広告を掲載

▶京都市営地下鉄中吊り広告【新規】

旬間のうち7日間、京都市営地下鉄（烏丸線・東西線）に中吊り広告を掲載

▶テレビ広告

旬間期間内に啓発スポットCM（15秒×25本程度）を放送（KBS 京都）

▶新卒学生向け啓発活動

府内大学と連携し、大学ポータルやSNS等を活用した啓発を実施

▶「新たな履歴書の様式例」の啓発

採用選考時に使用される履歴書について、事業主を対象としたセミナー等で、厚生労働省の「履歴書の様式例」を使用し、本様式例と異なる記載欄を設ける場合は、公正な採用選考の観点に特に留意するよう啓発

▶市町村向けの研修案内・周知

京都府自治振興課から府内市町村に向け、総務省の事務連絡を添付する形で採用試験及び選考の自主点検や、労働局や京都府雇用推進課が実施している研修へのオブザーバ参加可能な旨を周知している